

北海道開発局告示第六十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十一年六月一日

北海道開発局長 鈴木 英一

第1 起業者の名称 北海道

第2 事業の種類 道道釧路環状線改築工事（北海道釧路市武佐5丁目地内から同市貝塚4丁目地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 北海道釧路市武佐5丁目及び貝塚4丁目地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道釧路市武佐1丁目及び5丁目地内から同道釧路郡釧路町字別保原野南25線地内までの延長2.2kmの区間（以下「本件区間」という。）における「道道釧路環状線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号の都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

道道釧路環状線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により北海道知事が道道に指定した路線であり、同法第15条の規定により北海道が管理者となることなどから、起業者である北海道は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、北海道釧路市大川町地内の一般国道38号との接続部を起点とし、同市

旭町、新釧路町及び古川町地内において一般国道44号と重複した後、同市鳥取大通9丁目地内の一般国道38号接続部を終点とする、延長19.4kmの釧路市内の一般国道等を環状に連絡する幹線道路である。

本路線の位置する釧路市は、北海道東部の太平洋沿岸に位置する東北海道地域最大の都市であり、当該地域の物流拠点である重要港湾釧路港を有するなど、釧路・根室圏の政治、経済、文化の中心都市として発展している。

釧路市の市街地は、一級河川釧路川（以下「釧路川」という。）により分断されており、市街中心部と釧路市東部地域を往来する交通は、釧路川を渡河する5か所の橋梁に集中している。特に本路線のうち、釧路市大川町地内から同市旭町地内までの区間（以下「現道」という。）は、JR釧路駅の周辺地域を2か所の橋梁で連絡していることから、交通量が多く、朝夕の通勤時間帯を中心に慢性的な交通混雑が発生し、交通事故も多いことから、幹線道路としての機能が著しく低下している。また、釧路市東部地域の現道の沿線には、大学、高等学校等の教育機関や釧路・根室圏の高次医療を担う地方センター病院である市立釧路病院等の医療機関が立地しているが、釧路郡釧路町等の根室方面から現道へ接続する交通は、釧路川による分断のために、交通量の多い釧路市街中心部を経由しなければならない状況にある。

平成17年度道路交通センサスによると、現道の釧路市鶴ヶ岱3丁目地内における自動車交通量は13,860台/日、混雑度は1.27となっている。

本件事業の完成により、現道と一般国道44号が釧路郡釧路町で連絡されることになり、釧路市以東から釧路市内等に向かう交通が分散され、慢性的な交通混雑が緩和されるとともに、交通事故の発生が軽減が期待され、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に及ぼす影響について、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に定める環境影響評価の実施事業には該当しないが、起業者が同法等に準じて平成20年3月に環境影響評価を実施したところ、大気質及び振動については環境基準等を満足し、騒音については一部環境基準を超える値が見られるものの、排水性舗装の施工を行うことにより、環境基準を満足すると評価されていることから、本件事業の施行に当たり起業者は、排水性舗装の施工を行うとともに、モニタリング等の事後調査を行い、必要に応じて対策を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査によると、本件事業区間の周辺において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の特別天然記念物であるタンチョウ、天然記念物であるオジロワシ、オオワシ、クマガラ及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサの生息が確認されているが、本件区間内でこれらの種の営巣は確認されていないこと、本件事業がこれらの種の生息環境である樹林地、湿地及び放牧地を改

変する区域は限られており、周辺に同様の生息環境は広く残されていることから影響は軽微であると評価されている。また、環境省レッドリストで絶滅危惧 類とされているチャマダラセセリ、絶滅危惧 類とされているスナヤツメの生息が確認されており、植物では絶滅危惧 B類として掲載されているエゾハコベ及びオオハリスゲのほか、絶滅危惧 類として掲載されているクシロワチガイソウ等13種の生育が確認されているが、本件事業はこれらの動植物種の生息環境である樹林地、草地、湿地、河川及び池沼のうち、池沼については生息環境を改変をしないことから影響はないと評価されており、その他については改変する区域は限られており、周辺には同様の生息環境が広く残されることから、影響は軽微であると評価されている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は現道の交通混雑の緩和及び円滑な交通の確保を目的に、道路構造令(昭和45年政令第320号)による第3種2級の規格に基づき、2車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は平成7年8月29日に都市計画決定されており、事業計画の基本的内容は、車線数及び沿道との高低差によって生じるのり面を除き、都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道を含む釧路市内の幹線道路は、釧路川の橋梁に交通が集中し、慢性的な交通混雑が発生しており、交通事故も多いことから、できるだけ早期に交通混雑の緩和、交通事故の発生の軽減を図る必要があると認められる。

また、釧路市長を会長とし、釧路支庁管内の市町村の長からなる北海道釧路地方総合開発期成会より、本件事業の早期完成に強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 北海道釧路市役所